

広島県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年六月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

安佐豊平芸北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町大字溝口字岡田三九五番一 地先から 山県郡北広島町大字溝口字鉄口二二一番一 地先まで		一五・〇〇 三三・〇〇	一六・二〇 五〇・〇〇	一〇六・〇〇	拡幅